

通園バス管理運行規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人 千歳青葉学園(以下「法人」という。)の認定子ども園 千歳青葉幼稚園(以下「本園」という)に入園している園児の送迎及び園外保育用として、道路運送法第78条3項の有償運送許可に基づく通園バス(以下「バス」という)の運行に関する必要な事項を定め、安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(利用者)

第2条 入園している園児を対象とする。

(配置)

第3条 本園にバス2台を配置する。

(運行範囲)

第4条 バスの運行範囲は千歳市市内一円とする。但し、運行経路等の詳細については別にコース別バス時刻表で定める。

2 園外保育のバスの運行範囲については事業ごとに定める。

(バス維持費)

第5条 バス維持費は月基本料金600円 + (バス利用日数 × 120円)とする。

(バス利用)

第6条 保護者は、バスの利用を始めるにあたり、入園時、進級時に調査票により利用申込書をしなければならない。年度の途中でバス利用する場合は1か月前に届け出ることとする。また、利用を中止する場合も1か月前とする。

2 降園時におけるバスからの園児引受けは、15歳以上の保護者が行なうことを原則とし、通常以外の保護者が行なう場合は、事前に本園に連絡するものとする。

3 保護者は、バスの安全でスムーズな運行について協力するものとする。

(運行管理責任者)

第7条 バスの運行管理責任者は園長とする。

2 運行管理責任者は、バスの運行管理及び乗車する職員・園児の事故防止について責任を負うものとする。

3 運行管理責任者は、専任運転手(登録運転手含む)以外の者にバスを運転させてはならない。ただし、特別に必要がある場合はこの限りでない。

4 運行管理責任者は、バスを当法人の園児以外の者に利用させてはならない。ただし、特別に認めた場合はこの限りでない。

5 運行管理責任者は、道路運送車両法第50条の規定によるバスの整備管理者を設置しなければならない。

6 運行管理責任者は道路交通法第74条の3の規定により安全運転管理者とならなければならない。

(運転者)

第 8 条 バスの運転者は、法人が採用した専任運転手(以下「運転手」という)とする。

2 運転手の年齢は、原則として70歳未満とする。

(運転者の留意事項)

第 10 条 運転手(登録運転手含む)はバスの走行に関して全ての責任を負うものとする。

2 運転手は常に健康保持に努め、車両の運転に支障が出ないように努めなければならない。睡眠不足、その他健康を害している場合は、運行管理責任者にその旨を届け、指示を受けるものとする。

3 運転手は、バスの運転にあたり、道路関係法令及び関係法令を遵守するほか、次のことに留意しなければならない。

(1) 人命尊重を第一とし、譲り合いの精神をもって運転すること。

(2) 常にあらゆる事態に対応できるよう、余裕をもって運転すること。

(3) 「ま、いいか！」運転は、厳に行ってはならない。

(4) 路面の凍結、未舗装、狭い道路等危険が予測される場合は、不測の事故に備え、特に安全運転に心掛けること。

(5) ハンドル、ブレーキ、その他の車両装置を確実に操作し、無理な運転をすることなく、自己の技能に応じた安全速度で運転すること。

(6) 使用中に故障を発見したときは、臨機の安全措置を行なうこと。 -

(7) バスを離れるときは、事故及び盗難防止のために必要な措置を行なうこと。

(8) 毎回運転開始前に始業点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)に定める始業点検を行わなければならない。

(9) 終業時には、車体の清掃に努めると共に、故障の有無を調べ対応する。また、車両を所定の格納庫・駐車場所に収納・駐車し、雨、雪及び盗難防止のために必要な措置を講じること。

(10) その日の運行・整備管理等を「園児送迎バス運行記録」に記入し、必要に応じ運行管理責任者に提出しなければならない。

(11) 人身事故、物損事故等が発生したとき、事故の大小・軽重を問わず直ちに運行管理責任者に報告し、かつ「園児送迎バス運行記録」に記載しなければならない。

(添乗者)

第 11 条 バスの運行にあたっては、園児の乗降補佐及び車内における園児の安全を図るため職員の添乗を行なう。

2 添乗者の行動基準については「バス添乗マニュアル」として別に定める。

(気象警報発令時の対応)

第 12 条 園長は、次の条件の下では、バスの運行を中止するものとする。

(1) バスの運行時間帯において千歳市の地域に気象警報(大雨、洪水、暴風、暴風雨、暴風雪、大雪)が発令されたとき

2 園長は、バスの運行を中止したとき、「連絡アプリ」または電話等により、保護者

に連絡するものとする。

- 3 登園時におけるバス運行中止の場合、園児登園の判断は保護者が行ない、登園させる場合は保護者が送り届けるものとする。また、不登園の場合は本園に連絡するものとする。
- 4 降園時におけるバス運行中止の場合、園児を本園に待機させ、保護者によるお迎えとする。

(損害賠償)

第 13 条 園児が乗車してから降車するまでの間に発生した事故については、法人の責任とする。

- 2 園児が乗車するまでの間、または、降車した後に発生した事故については、保護者の責任とする。ただし、園外保育等の本園監督下における場合はこの限りでない。

- 3 不測の人身事故及び物損事故に備えて任意保険に加入し、任意保険の範囲内で賠償するものとする。

附則 この規程は、令和 3 年10月1日に制定し、10月15日より施行する。



園児送迎手引き

心得

園児の生命を預かっているという自覚を持ち指定したバス停留所から園まで、園から指定したバス停留所までの運行を安全第一として他の運転者の模範となるような運行を心掛ける。

運転職員

車両運行前運転者確認項目

- ・熱はないか(風邪気味等) **運行記録簿に記録**
- ・疲れを感じていないか **運行記録簿に記録**
- ・前日遅くまで飲酒をしていないか **アルコールチェッカーを用い運行記録簿に記録**
- ・気分は悪くないか **運行記録簿に記録**
- ・腹痛や下痢などしていないか(前日も含む) **運行記録簿に記録**
- ・眠気を感じないか(前日よく眠れているか) **運行記録簿に記録**
- ・ケガ等で痛みを感じ我慢していないか **運行記録簿に記録**
- ・乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか **運行記録簿に記録**
- ・乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか **運行記録簿に記録**
- ・その他健康状態に関し何か気になる事はないか(高血圧症・心血管性疾患・糖尿病その他の疾患等がある場合の体調の確認) **運行記録簿に記録**

上記に該当する場合は**運行管理責任者に報告し運転業務の交代・休止をすること。**

毎運行時前点検

車内操作(エンジン始動)

- ・エンジンのかかり具合
- ・燃料等の残量
- ・サイドブレーキの確認

発車直後(暖機運転を行いましょう)

- ・アクセルペダル(スムーズに発進・加速しているか・異音はないか)
- ・ブレーキペダル(踏みしろ・効き具合・異音がないか)
- ・ワイパー作動確認(ウォッシャー噴射確認含む)

車内(運行前)

- ・清掃状況(常にきれいにされているか)
- ・ドアの開閉状態

車両まわり(運行前)

- ・タイヤ(空気圧)
- ・タイヤ(亀裂・損傷・釘等が刺さっていないか)
- ・タイヤ(溝の深さ・摩耗状態)
- ・ボディー(破損部・傷)

車載 IP ホンの確認

- ・運行前に車載 IP ホンの充電確認・通信状況の確認をおこなう。
- ・運行後に車載 IP ホンの充電をおこなう。

車内操作(運行前)

- ・ヘッド・スモールライト点灯確認(添乗職員と確認)
- ・ブレーキランプ点灯確認(添乗職員と確認)
- ・方向指示器(添乗職員と確認)
- ・ハザードランプ点滅確認(添乗職員と確認)
- ・バックライト点灯確認(添乗職員と確認)

運行前園児確認

バス添乗職員の報告に基づきバス乗車園児の確認をおこなう。

運行後確認

車両運行後、バス乗車添乗職員の確認後、車内の忘れ物・落とし物の確認のダブルチェックをおこなう。

運転業務に関して

- ・バス停留所到着後、園児の引き受け(登園時)引き渡し(降園時)を添乗職員がおこない添乗職員が乗車し添乗職員の「オーライ」の合図を受け安全を再確認し「了解」の返答で発進をおこなう。
- ・園周辺の走行は、最徐行を厳守する事・園周辺で駐車(待機)する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する(学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、正門前に駐車しない)
- ・駐車する場合は事故防止の為、輪留めを施す。
- ・バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する(必要に応じ職員が車両の誘導を行う)
- ・園児は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の園児の動きに注意する(人身事故防止)
- ・車両間からの飛び出し、車両を追いかける幼児に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守(接触事故・人身事故防止)

児童乗降時の注意事項(トラブルが起こりやすい場所なので、十分注意する事)

- ・車内を園児だけで放置しない(児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識)
- ・学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止(他の車両による事故の危険性)
- ・可能な限り、運転席横席には乗車させない(運転操作妨害の危険性)

走行中の注意事項

運転手の心構え(園児の生命を預かって運転している事への責任自覚)

- ・法定速度及び交通法規の厳守（事故を起こせば被害者は園児です）
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止（転倒、転落事故に繋がります）

送迎車両等で事故を未然に防ぐ為に点検すべき項目

●送迎車両に関する点検 ※ 最低でも週1回は実施。

エンジンルーム（エンジン始動前）

- ・ウォッシャー液残量
- ・ブレーキ液残量
- ・バッテリー液残量
- ・ラジエーター液残量 ・エンジンオイル残量・汚れ

車内（エンジン始動前）

- ・清掃状況（常にきれいにされているか）
- ・ドアの開閉状態

車両まわり（エンジン始動前）

- ・タイヤ(空気圧)
- ・タイヤ(亀裂・損傷・釘等が刺さっていないか)
- ・タイヤ(溝の深さ・摩耗状態)
- ・ボディー(破損部・傷)

添乗職員

添乗前

連絡アプリ・電話連絡等でバス乗車園児の確認

車両表示操作確認(運行前)

- ・ヘッド・スモールライト点灯確認(運転職員と確認)
- ・ブレーキランプ点灯確認(運転職員と確認)
- ・方向指示器(運転職員と確認)
- ・ハザードランプ点滅確認(運転職員と確認)
- ・バックライト点灯確認(運転職員と確認)

運行前園児確認

園児お迎えの際は連絡アプリ・電話連絡等でバス乗車園児の確認をしたことを運転職員に報告し再確認をおこなう。

送りの際はバス乗車園児の確認を運転職員に報告するとともに発車前にバス乗車園児の名前を呼び確認をおこなう。園児誘導職員による排泄・手持ち物等の確認

添乗

園児の安全を第一とし

添乗員の心構え（園児の発病及び悪戯・喧嘩等への対応責任自覚）

- ・添乗員はトラブル発生時に即対応できるよう、常に乗車児童を見守れる位置に座る事
- ・園児間の喧嘩・他害及び発病(発作)

- ・パニック発生時の対応
- ・座席からの転落、転倒、ずれ落ち
移動中の注意事項(移動中に起こる発病及びパニック等の対応)
- ・走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し園児の状態を確認(記録)する。(救急搬送が必要な場合は状況報告を園に行い、園は即座に必要な応じた対応を行う)
- ・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行う事(救急通報、警察通報、事業所通報)(事業所は即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う)
- ・園児が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出来る策を講じる事
- ・事故に伴う対応、対処が完了しだい、行政への報告を行う事(速やかに事故報告書を提出する事)

★事故発生時の対応

- ①可能であれば安全な場所に車を移動
 - ②添乗員は児童の状態を把握
 - ③運転手は相手方の状態を把握
 - ④119番及び110番通報
 - ⑤救命措置が必要な場合は即座に行う
 - ⑥園へ状況報告
 - ⑦園は必要な措置を講じる・・・家庭及び関係機関への連絡
- ※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる

★児童急変時(変調時)の対応

- ①安全な場所に車両を停車させる
- ②児童の状態を把握
- ③必要に応じ救急搬送
- ④園へ報告
- ⑤園は必要な措置を講じる・・・家庭及び関係機関へ報告 ※直ちに回復した場合はこの限りではないが、これにより送迎に遅れる場合は、必要な措置を講じる

お迎えに行った朝は必ず元気にあいさつ

保護者は園に出向いていなので、その言動一つで安心したり不安になったりすることを自覚しておかなければなりません。

子どもにしっかりとマナーを指導する

安全管理にも繋がりますし、子どもが席を立つ、騒ぐなどの行動があった時にはしっかりと注意して辞めさせましょう。大きな声は運転手の注意力を低下させ非常に危険です。

楽しく登園できる雰囲気を作る・マナーや安全管理をすることは最優先ですが、楽しく登園出来るような雰囲気をバスの中で作る事も大切です。添乗業務の大きな使命です。帰りは必ず簡単にでも子どもの一日の様子を伝えましょう 担任などにメモ書きなどを貰って、その子の様子を一言でも伝えましょう。「さようなら」だけでは保護者は不安になってしまいます。

寝ない！！

体も疲れ果て、心地よい揺れについつい、うとうとしてしまいますが、子どもたちの安全を守る大切な使命がありますので、気を付けましょう。

ハプニング

バス時刻に時間に停留所に来ない事もあります。そんな時は園に連絡して保護者に、「バスは時間になったので出ました」と伝えてもらいます。待つてあげたい気持ちはありますが、その後の家庭が困ってしまうために時間は厳守してもらわないといけません。

運行後確認

車両運行後、車内の忘れ物・落とし物の確認のチェックをおこなう。

園外保育で通園バスを利用する場合

■どこに、何人で、どのルートを通るのかなどを園外保育簿に記載し伝える。えてお専用用紙に記入して主任や園長に提出。帰る時間や到着する時間など、園に居る職員が把握できるために記載。

※必要があれば緊急の避難場所も決めておく。

■バスのマナーはしっかりと伝えていく

・皆で乗ると楽しくてついつい騒がしくなりがちです。公共の場でのマナーを身に付ける事が出来るようにその場に適した声の大きさなどを伝えていく。

■子どものようすをよく見ておく

・トイレや気分が悪いなど、事が起こってしまった後では処理も大変になるので、よく様子を見ておいて、早めに声を掛けてあげましょう。

遠出の場合は事前に目的地までのトイレなどは確認。

■寝ない！！

・通園バスと同じように特に帰りの車内は子どもたちも眠る事が多いと思いますので、車内はα波に溢れますが保育士はしっかり起きて子どもの安全管理に務めましょう。

大きな災害対応



大きな災害 = 大規模地震等

保育時間中に大きな災害(概ね震度5以上)が起こった場合、保護者の方との連絡が取れない場合は園児を幼稚園に留める。それ以下の場合でも著しく交通機関に影響が出た場合は幼稚園に待機させる。以外の場合は出来る限り情報収集をして帰宅困難でない場合は通常の活動に復帰
バス運行中で災害に遭遇した場合は最寄りの安全な場所に避難するとともに職員がお子さんの身体の安全確保します。

全国瞬時警報システムJアラートが発令された場合

- ・保育中 屋外に避難はせず、各クラスにて、落ち着かせ情報を収集。
- ・送迎中 お迎え時
 - 警報時点で保護者の方から、お子さんをお預かり後は幼稚園に向う。
 - 警報時点でお子さんをお預かりしていない場合にはお迎えはしない。
 - 極力**アプリ**で連絡
- 送り時
 - 警報時点で保護者の方にお渡ししていない場合は、幼稚園に戻る。
- ・園外保育時
 - 距離により異なるが、原則幼稚園に戻します。
 - 遠方の場合は園で判断し出来るだけ安全な場所を選択し避難解除まで待機します。
 - 警報が誤報である可能性が大きい場合**でも、真相が判るまで上記処置。